

# <sup>静岡県</sup>後期高齢者医療制度の 保険料率を改定します

間市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直されます。平成28・29年度の新保険料率は、医療費の増加などを考慮して、次のとおり改定されました。

### ▶平成 28・29 年度の保険料率(年額)

区分	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度
所得割率	7.57%	7.85%
均等割額	38,500 円	39,500 円

保険料=(均等割額)39,500円+(所得割額)基礎控除後の総所得金額等×7.85%

### ▶均等割保険料の軽減対象が拡大されます

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。

#### 均等割保険料の軽減対象所得基準額

(世帯主およびすべての被保険者の総所得金額等の合計)

区分	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度		
5割軽減	33 万円+ 26 万円×被保険者数	33 万円+ 26 万 5 千円×被保険者数		
2割軽減	33 万円+ 47 万円×被保険者数	33 万円+ 48 万円×被保険者数		

(その他の保険料軽減措置は継続されます)

- ▶昨年度から継続して特別徴収(年金天引き)の対象となる人の4・6・8月に仮徴収される保険料額は、2月と同額です。
- ▶保険料額の本算定額決定通知書は、8月中旬に発送予 定です。



国民健康保険・後期高齢者医療の入院時の食事代が見直されます 4月1日から

# 入院時の食事療養費が変更

問 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

【平成28年3月31日まで】

負担額 (一食) 260 円 【平成28年4月1日から】 負担額(一食) 360円

▶低所得者(非課税世帯の人)、指定難病患者、小児慢性特定 疾患患者については、引き上げを行いません(据え置き)。

▶4月1日において、既に1年を超えて精神 病床に入院している患者の負担額について は、経過措置として引上げを行いません。 合併症などにより転退院をした場合、同日 内に再入院する患者についても、経過措置 の対象として、引き上げを行いません。



平成 28 年 4 月からの国民年金保険料 16,260 円 /月

圆 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166

圆 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

毎月の保険料は、翌月末日までに納めることになっています。納付は、納付書(現金)、口座振替、クレジットカードなどを利用する方法があります。納付方法によって下記のような割引料金が設定されています。また、納めた保険料は年末調整や確定申告の時に全額、社会保険料控除の対象となります。

## 納付は口座振替でまとめて前払いするとお得な割引も

平成 28 年度国民年金保険料 納入額早見表 (現金納付・口座振替比較)

金額	1カ月分		6 カ月分		1 年分	
納付方法	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
通常(割引なし) ①納付書での現金納付 ②翌月末の口座振替	16,260円		97,560 円		195,120円	
毎月振替(早割) (当月末振替)	16,210 円	50円	97,260 円	300円	194,520 円	(50円×12回) <b>600円</b>
6カ月前納 (現金/クレジットカード)			96,770 円	790 円	193,540 円	(790 円× 2 回) <b>1,580 円</b>
6カ月前納(口座振替)			96,450 円	1,110円	192,900 円	(1,110円×2回) <b>2,220</b> 円

- ●口座振替を希望する場合は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口にお申し込みください。
- ●クレジットカード支払いを希望する場合は、年金事務所にお申し込みください。 ※不明な点は直接お問い合わせください。

## ご存じですか?学生納付特例制度

国民年金に加入している学生の人で、本人の所得が一定額以下の場合に 国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



対象/大学、短大、専門学校、各種学校などに在学している 20 歳以上の学生

**所得の目安**/学生本人の平成 27 年中の所得が 118 万 円以下であること。

免除期間/平成28年4月~平成29年3月 持ち物/年金手帳、認め印、学生証のコピー(両面)、 または在学証明書(在学期間がわかる証明書) 申請時期/4月から平成30年5月まで受付が可能 申請先/国保年金課(伊豆長岡庁舎) ※各支所では受付していません。

※平成27年度に学生納付特例制度により納付猶予されている人で、平成28年度も在学予定の人には、はがき形式の申請書が3月末に送付されています。引き続き同じ学校に在学している場合は、このはがきに必要事項を記入し返送すると(添付書類不要)、平成28年度の学生納付特例の申請ができます。

9 2016.4.1 いずのくに 8